

令和2年度いばらきの魅力発信事業

「観光キャンペーンを活用した魅力発信」実施企画提案に関する説明書

一般社団法人茨城県観光物産協会

1. 業務内容等

(1) 委託業務の名称

「令和2年度いばらきの魅力発信事業（観光キャンペーンを活用した魅力発信）」委託事業

(2) 委託業務の内容

観光キャンペーンを円滑に遂行するため、業務の一部を委託に付する。

①観光キャンペーンの企画、運営

- ・企画コンセプト、運営スケジュールの作成
- ・観光キャンペーン全般の企画運営
- ・観光キャンペーンに係るスタッフの配置
- ・観光キャンペーンにおけるお客様誘導・整理
- ・ステージイベント出演者（ステージ出演者の出演交渉調整及び調整）

②観光キャンペーンに係るブースの企画、設営、維持管理に係ること

- ・開催趣旨に沿ったブース（ステージ・観光コーナー等）の企画設計
- ・ブース設営及び撤去
※会場の定める規定の中に、造作物全般に防災加工が必要な場合には、造作物全てに防災加工を施すこと。
- ・消耗品等の調達
- ・ブース内における音響、照明、映像等の演出
- ・電気工事にかかること
- ・ブース内の清掃にかかること。

③メディア等を活用した事前告知

④アンケート調査の実施

- ・観光キャンペーンに訪れるお客様からのアンケート調査を実施し、観光や物産に対するニーズを探り、誘客対策や市場拡大に有効な情報を収集する。
なお、回収したアンケートの集計・分析を行い、報告書を納品すること。

⑤アンケート調査員の確保

- ・アンケート回収数は開催期間中、合計400を回収できる調査員の人数を確保すること

⑥アンケートの回収増を図るための企画を盛り込む

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

2. 資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

3. 審査方法及び審査項目

①公募型プロポーザル方式により、提出された実施企画提案書を茨城県観光物産協会が設置するプロポーザル審査委員会において審査し、業務委託業者を決定する。

- ・審査結果は、審査委員会終了後通知する。
- ・審査の内容については、一切公表しない。
- ・審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

②企画提案を特定するための審査項目

企画内容	いばらきへの誘客を図れるブース及びイベント内容か。
運営体制	運営にあたり円滑に運営できるスタッフ数か。 新型コロナウイルス感染症対策。 イオンモールでの実績。
告知	会場への誘客につながる告知がされているか。

4. 提出物及び提出期限

(1) 全体企画書

委託業務の内容を踏まえ、観光キャンペーンの企画書（各展示物等の仕様等がわかるもの）を作成し提出すること。

(2) 委託事業工程表

観光キャンペーン運営にあたっての工程表を作成し提出すること。

(3) 見積書

- ・委託業務を実施した場合の見積書（消費税及び地方消費税含む）を提出すること。
- ・見積書作成の際には、項目ごとに記載し、内訳を明確に記載すること。

(4) 留意事項

- ・サイン関係の作成については、観光キャンペーン開催が「いばらき」と一目で分かるデザインとすること。
- ・ポスター展示スペースは10枚以上貼れるように設けること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うこと。
- ・「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」と「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を導入すること。

(5) 実施企画提案書等提出期限

令和2年12月24日（木）

(6) 提出書類の部数

- ・実施企画提案書：5部
- ・見積書：1部

(7) 実施企画提案書等提出先

（一社）茨城県観光物産協会 宣伝誘致課：東海林あて
〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38 三の丸庁舎3階
TEL：029-226-3800 FAX：029-221-9791

5. その他

詳細については別紙「令和2年度いばらきの魅力発信事業（観光キャンペーンを活用した魅力発信）」実施企画提案仕様書を参照。

6. 質問の受付等

本説明書の内容に関する質問等については、令和2年12月22日（火）12時まで担当にてメール（E-mail：shoji@ibarakiguide.jp）で受付ける。

7. 事業実施について

事業の実施に際しては、最も効果的な時期を勘案して実施するとともに、効率的な事業実施につめること

8. その他

- 本委託仕様書に記載された事項の他、必要な事項について、茨城県及び委託者とあらかじめ協議をした上で実施すること
- 情報の管理について、本業務に係わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない
その職を退いた後も同様とすること
- 当仕様書に定めのない事項については、随時協議すること

※電源地域（9市町村）

水戸市、大洗町、東海村、ひたちなか市、日立市、常陸太田市、那珂市、鉾田市、茨城町